

「がんばろう！しづめの農業」
緊急支援資金の創設

▼目的：震災に伴う原発事故により農産物の出荷停止や風評被害を受けた農業者に対し、低利の経営資金を融通することにより、経営の維持安定を図ることを目的とします。

▼貸付対象者：農業生産物が、出荷停止や風評被害などにより損失を受けた農業者

▼資金の用途：農業経営の維持安定に必要な経営資金（施設整備・機械購入等は除く）

▼貸付限度額：500万円

▼償還期限：3年以内（うち据置期間1年以内）

▼償還方法：原則として元金均等年賦償還

▼実質貸付利率：無利子（利率補給：県0.75%・市0.75%・金融機関等1.35%）
貸付金利2.85%の場合

▼借入先：農業協同組合等

▼貸付期間：平成23年12月まで

問 農政課 ☎48・2143



被災した県内中小企業者への緊急
対策資金が創設されました

東北地方太平洋沖地震により被災した県内中小企業者への金融支援のため、県では緊急対策資金を創設しました。

地震により直接的な影響を受けた中小企業者の方は、「東北地方太平洋沖地震緊急対策資金」、間接的な影響を受けた中小企業者の方については、「経営安定資金（基盤強化融資）」が融資の対象となります。

▼融資対象者：県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する被災中小企業者

▼融資対象者：県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する被災中小企業者

※被災中小企業者とは、市町村長等が発行する、り災証明を受けた方です。（なお、り災証明書は速やかに発行されることになっていきます。）

※本資金は国の災害関係保証に対応した資金です。

▼資金使途：り災の対応のために必要な設備資金（ただし、土地取得費は除く。）及び運転資金

▼融資限度額：8,000万円（設備資金・運転資金）

▼融資期間：10年以内（うち据置期間1年以内）

▼融資金率：年14%以内（責任共有制度対象外）

▼信用保証：栃木県信用保証協会の保証を付するものとす

る。

▼保証料率：年0.7%

▼取扱金融機関：銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内営業店

▼経営安定資金（基盤強化融資）

必要な書類を揃えていただき、商工観光課に申請を行い、認定書の交付を受けてください。

▼融資対象者：県内において同一事業の実績が1年以上あり、以下の(1)または(2)に該当する市町村長の認定を受けた中小企業者の方（特定中小企業者）等

(1)東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後、2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方。

(2)最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少している方。

※本資金は国のセーフティネット保証（5号）に対応した資金です。

▼資金使途：運転資金

▼融資限度額：5,000万円

▼融資期間：10年以内（うち据置期間1年以内）

▼融資金率：年16%以内（責任共有制度対象外）

▼信用保証：信用保証協会の保証を付するものとする。

▼保証料率：年0.8%

▼取扱金融機関：銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内営業店

また、栃木県信用保証協会のセーフティネット保証において、上記の融資対象者(1)または(2)に該当する市長の認定を受けた中小企業者の方（直接被害を受けた方、間接被害を受けた方ともに）は、通常の保証枠と別枠で保証を受けることができます。保証限度額2億8,000万円、うち無担保保証8,000万円。

福祉関係の各種
相談窓口について

▼児童について

問 児童福祉課 ☎52・1114

▼高齢・介護について

問 高齢福祉課 ☎52・1115

▼障がい福祉・生活困窮について

問 社会福祉課 ☎52・1112

▼成人・母子保健について

問 健康増進課 ☎52・1116

余震にご注意

東北地方太平洋沖地震に伴い余震が多数発生しています。特に、福島県から茨城県の陸域では活発な活動が続いているため、今後も大きな余震が発生する可能性があります。家屋の倒壊などの危険がありますので、引き続き余震に警戒してください。

また、復旧活動など屋外で行動する場合は、余震による二次災害に注意して行動するように心がけていただくと共に、常日頃から地震への備えをお願いします。

問 生活安全課 ☎40・5555

問 商工観光課 ☎48・2112

問 栃木県経営支援課 ☎028・623・3180